

6 消安第 753 号  
令和 6 年 5 月 2 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件の公布について

今般、令和 6 年 5 月 2 日農林水産省告示第 891 号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件）が別紙のとおり公布されましたので、お知らせいたします。

ついては、このことについて御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いいたします。